

平成23年度

芸術不動産リノベーション助成 募集要項

アーツコミッション・ヨコハマ（以下、ACY）は、横浜市が推進する“芸術文化のもつ創造性を活かした街づくり”「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の一環として、ヨコハマに集うアーティスト、クリエイターをはじめとする様々な“創造の担い手”たちの活動支援を行っています。この助成制度は、官民協働で行われてきたアーティストやクリエイターと空きビルが会う「芸術不動産」の成果をもとに、さらに多くの民間事業者、ビルオーナーの参画を促すために実施します。関内・関外地区においてアーティスト、クリエイター等の活動拠点を整備することにより、質の高い創造力を持つ事業者の誘致を行い、地区の活性化を図るとともに、創造活動に関わる人達が集積しやすい環境をつくり、創造産業の振興を図ることを目的とします。

1. 対象者

別表に掲げるアーティスト、クリエイター等の活動を支援するため、新たに入居募集をし、新たに建物の改修又は改装工事を行い、建物を賃貸借する法人事業者、又は個人事業者であって、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 建物のオーナー：既存の民間建築物を所有している個人、団体
- (2) 建物の運営者：5年以上の建物賃貸借契約又は定期建物賃貸借契約により、既存の民間建築物の全部又は一部を賃借する個人、団体

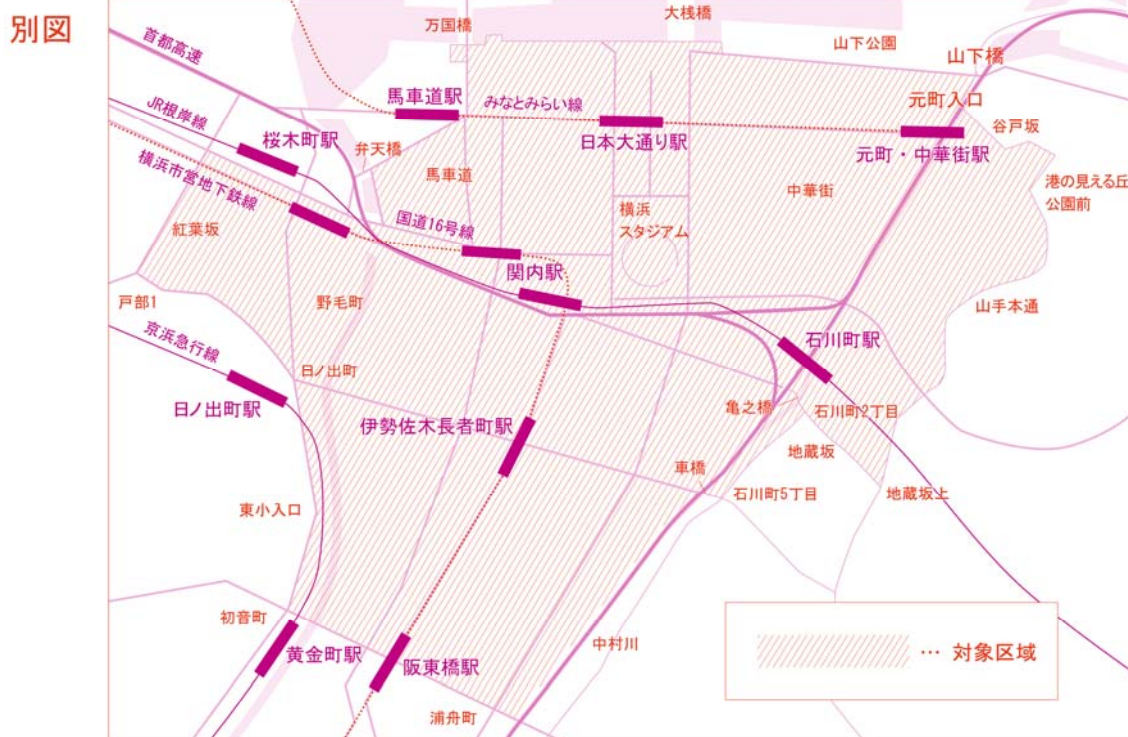
【別表】

分野	具体的な事業例
映像コンテンツ制作	アニメーション、コンピュータグラフィックス、実写映像、ゲーム、WEB等制作
デザイン制作	ビジュアルデザイン、グラフィックデザイン、建築デザイン、WEBデザイン等制作
芸術活動	美術家、舞台芸術家、音楽家等
ギャラリー	古物営業法施行規則（1）美術品類を扱うギャラリー 但し、インターネット取引を主とした業務の事務所使用のみは不可。
インキュベーター	クリエイター等の創作活動を支援する目的で、アトリエ、スタジオを管理運営する方。
ディレクター	アート NPO

2. 対象物件

助成金交付の対象となる建築物は、次に該当する建築物の全部、又は一部とします。
但し、複数の担保に供されている物件、譲渡等を目的としている物件は、対象外とします。

- (1) 原則として、別図の対象区域に所在していること
- (2) 築後概ね20年以上経過し、改修又は改装工事を行うことにより、別表に掲げるアーティスト、クリエイター等（原則として3者以上）の活動拠点に新たに転用し、活用を図るものであること
- (3) 新たに活動拠点に供される部分の面積が、150平方メートル以上であること



次に掲げるものは、本助成を受けることができません。

- (1) 法人市民税・市民税を滞納している方
- (2) 当該活動拠点等の整備に当たり、横浜市の他の助成金等の交付を受ける方
- (3) 重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者又は公序良俗に反するおそれがあると認められる方
- (4) 国、自治体が、所有者する建物や、借りている建物
- (5) 本助成を既に受けた物件。(同一の申請団体は、年度が異なれば申請可能。)

3. 助成の内容

(1) 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費は、補助対象建築物で活動拠点整備のために必要な改修又は改装工事費等で、次のいずれかに該当するものとします。

内部改修工事費／空調・衛生設備費／電気・通信設備整備費
共用部として利用される屋上部分の整備費／耐震補強工事費／避難施設設置工事費
これらの改修工事にかかる工事監理費・設計費

(2) 助成金額

補助対象経費の2分の1、又は助成対象者がもつぱら活動拠点として、利用に供するエリアの面積（平方メートル）に30,000円を乗じた額（千円未満は切捨）のうち、いずれか低い方の額以内とし、1,000万円を限度とします。

【注意事項】

「活動拠点」：アーティスト、クリエイター等が活動を行う本社、事務所、スタジオ、アトリエ、研究所、ギャラリースペース、カフェ・ショップスペース、短期型活動スペース等。住居、旅館業法に基づく宿所、倉庫・保管場所、連絡員事務所など、別表に定める分野の業務・活動に直接関係しない部分に係る面積を除く。

4. 評価のポイント

横浜市の創造都市政策の趣旨に賛同し、横浜都心部の文化芸術、まちづくり、産業集積に寄与する拠点形成であることが前提です。審査会では、①リノベーションの内容、②事業の発信力（コンテンツの内容、まちづくりの視点など）、③運営力を判断します。

5. 募集期間

本助成制度は、下記の期間中において、随時申請、交付します。交付助成金額が、年度内予算に達し次第、応募を締め切ります。

■募集期間：平成23年4月1日（金）～平成23年12月26日（月）

6. 応募方法および、提出書類

申請書を漏れなく記入し、必要書類を添えて、申込先まで持参・郵送にてご提出ください（Eメール不可）。申請書などの様式は、ホームページからダウンロードできます。

- (1) 芸術不動産リノベーション助成交付申請書（第1号様式）
- (2) 芸術不動産リノベーション助成事業者概要書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）※改修図面を別添すること
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 登記簿謄本（土地、建物）、サブリースの場合5年以上の建物賃貸借契約書（写）
又はそれに代わるもの
- (6) 工事費見積書等（2社以上）*数量項目を必ず揃えること
- (7) 工事前の建物の配置図、平面図、面積表（対象範囲を記入したもの）
- (8) 工事前の建物写真
- (9) サブリースの場合「建物所有者連帯承諾書」
 - A. 上記（1）～（9）に加えて、法人事業者は、下記の書類を提出
 - ①定款（写）
 - ②履歴事項全部証明書（写）（特定非営利活動法人の場合、役員名簿等）
 - ③決算報告書（過去2箇年分）（特定非営利活動法人の場合、収支計画書・活動報告書）
 - ④法人市民税納税証明書
 - B. 上記（1）～（9）に加えて、個人事業者は、下記の書類を提出
 - ①確定申告書（写）又は源泉徴収表（過去2箇年分）
 - ②市民税納税証明書

【注意事項】

- *工事の実施にあたり、建築基準法等関係法規に基づき、必要な手続きをしてください。
- *その他、必要に応じて、書類の提出を依頼する場合があります。
- *交付決定後、下記「申請の流れ」のとおり、書類の提出があります。
- *本申請に要した費用は、申請者の負担とします。申請書類、資料の返却はしませんので、予めご了承ください。

7. 申請の前のサポート「芸術不動産モデル事業」

本助成制度を申請する前に、ACYが、事業者をサポートする「芸術不動産モデル事業」があります。この事業は、主に下記の内容から構成されており、本制度の活用を考えている“建物のオーナー”向けに実施されるものです。

(1) 事業計画の策定のサポート

物件の適切な活用のために、ACYが事務局を担い、建築家やアートディレクターなどの専門家を編成し、オーナーへの助言を行います。アドバイザーを雇用する費用は、ACYが全額負担して行い、事業計画策定をサポートします。

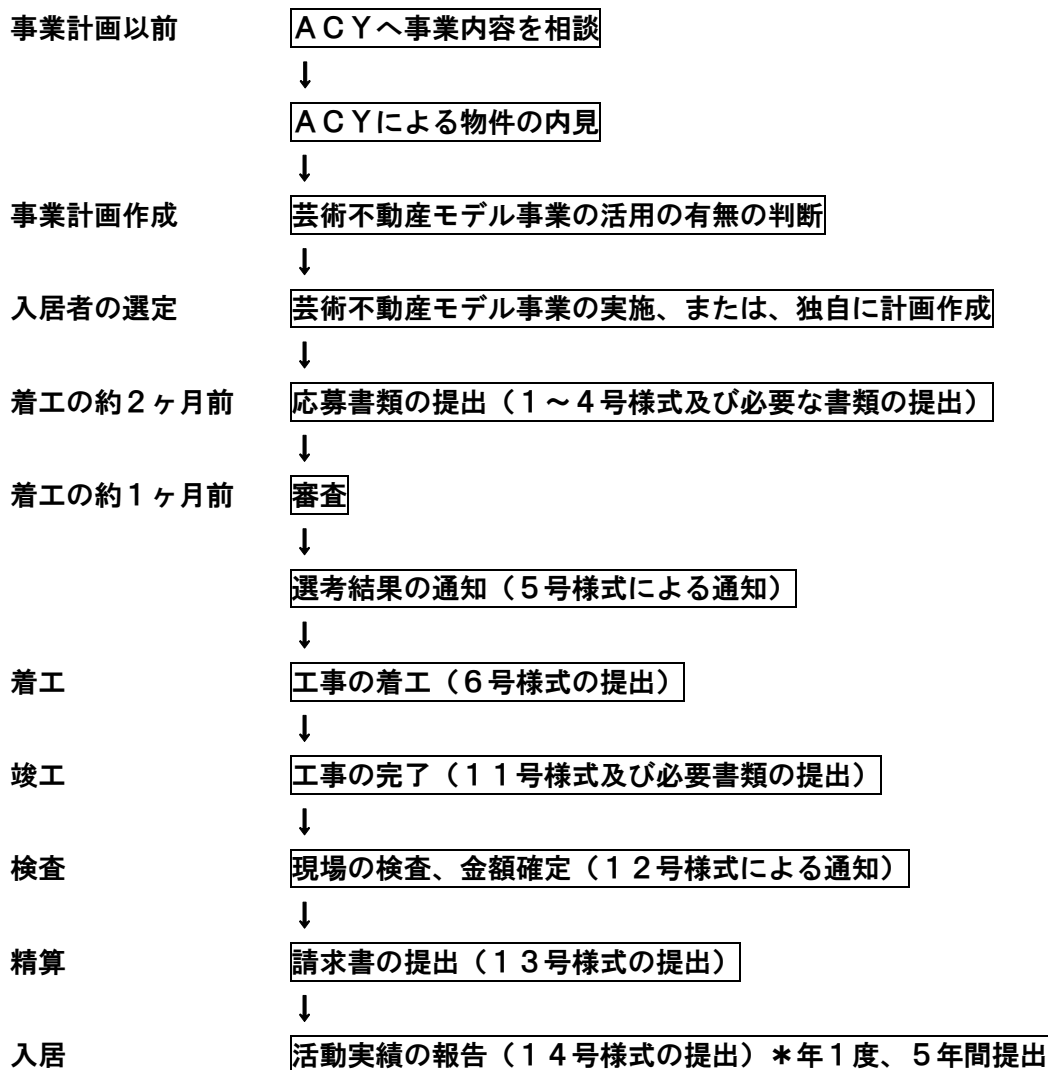
(2) 入居者募集事務

ACYが、前述の事業計画に基づき、物件の入居者の公募事業を行います。

【注意事項】芸術不動産リノベーション助成の審査と芸術不動産モデル事業は、経験や知識に不安のあるオーナーの支援プログラムとして実施されます。

また、物件の契約、交渉は、最終的にオーナーと入居者の間で行われます。オーナーと入居者のリスクは、通常の賃貸借物件と変わりません。また、契約後は、オーナー、テナント間の調整並びに、実費負担で事業を遂行してください。

8. 申請の流れ



9. 助成交付に伴う義務

- 改修工事は、交付決定から1ヶ月以内に着手し、平成23年度内に完了すること。
- 助成金交付を受ける権利を譲渡、担保に供しないこと。
- 5年以上の事業を継続すること。
- 交付決定から5年間、年に1度、活動実績を報告し、それに伴うヒアリングと現地確認を受け入れること。

これら「芸術不動産リノベーション助成交付要綱」の規定に違反した場合、助成金交付決定の取り消しや、既に交付した助成金の返還を求める場合があります。

10. 情報公開／個人情報の管理

本助成への申請内容の一部は「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規定」に則り、情報公開の対象となります。

本規程では、個人情報や当該法人等又は当該個人の権利、競走場の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは開示しないことが認められています。（但し、人の生命、健康、生活又は財産保護のため公にすることが必要であると認められる場合を除きます。）

※申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請以外に使用することはありません。

11. その他

ACYの実施する以下の助成制度と併用は条件次第で可能ですので、ご相談ください。

- クリエイター・アーティストのための事務所等開設支援助成
- 横浜における創造的活動助成
- アーティスト支援プログラム助成

12. 申請先、お問い合わせ先

アーツコミッション・ヨコハマ 「芸術不動産リノベーション助成係」
〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1（ヨコハマ創造都市センター内）
電話：045-227-7322 MAIL：acy@yaf.or.jp
受付時間 11：00～19：00 ※施設点検による休館日（不定）を除く。